

2 第2期基本計画の策定過程

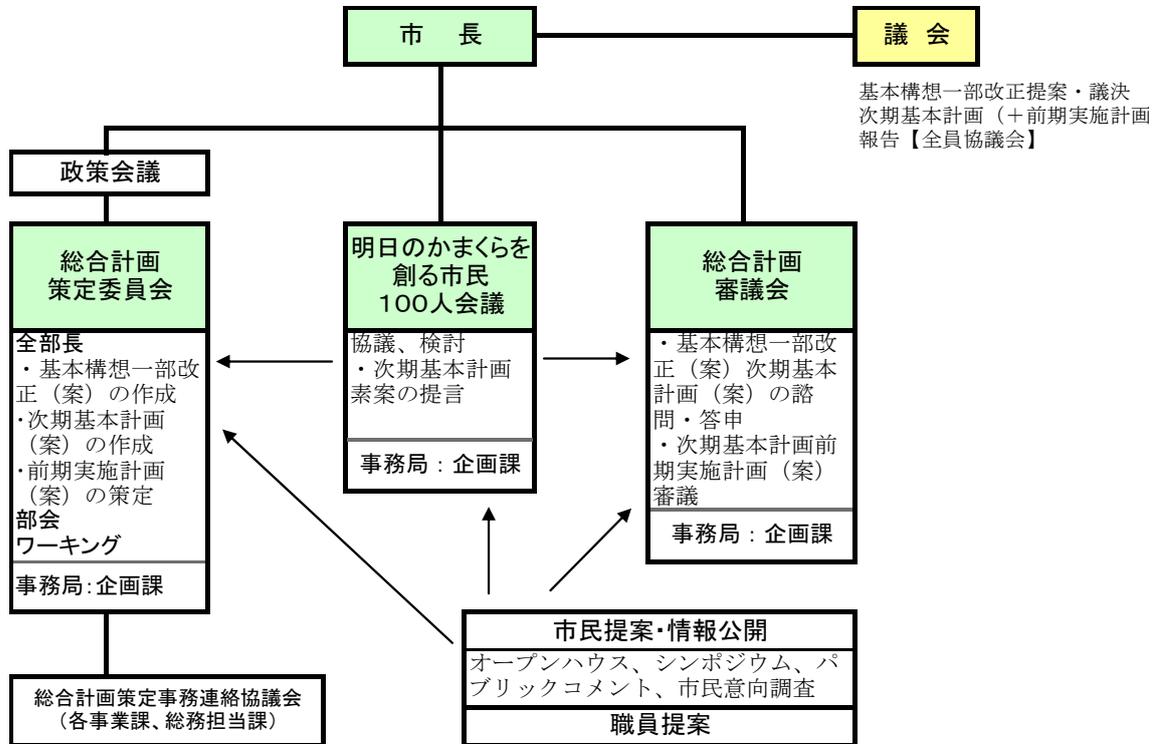
I. 第2期基本計画策定経過一覧表

| 年 | 月日 | 内容 | 会場等 |
|---------|-------------------------|--|-----------|
| 平成 15 年 | 9月 10 日 | 「次期基本計画における明日のかまくらを創る市民 100 人会議の設置について」市議会総務常任委員会へ報告 | |
| | 10月 15 日 (~11月 10 日) | 「明日のかまくらを創る市民 100 人会議」委員の募集 | |
| | 11月 17 日 | 明日のかまくらを創る市民 100 人会議設置要綱の施行 | |
| | 11月 21 日 | 総合計画審議会 | |
| | 11月 25 日 | 「明日のかまくらを創る市民 100 人会議」委員委嘱式及び第1回全体会 | 鎌倉芸術館 |
| | 12月 8 日 (~23 日) | 市民意識調査の実施(平成 16 年2月結果公表) | |
| | 12月 11 日 | 「第3次鎌倉市総合計画次期基本計画策定方針について」市議会総務常任委員会へ報告 | |
| | 12月 15 日 | 「明日のかまくらを創る市民 100 人会議」第2回全体会 | 鎌倉芸術館 |
| 平成 16 年 | 1月 19 日 | 「明日のかまくらを創る市民 100 人会議」第3回全体会 | 鎌倉芸術館 |
| | 3月 | 鎌倉市の人口および世帯数の将来推計 | |
| | 3月 31 日 | 「明日のかまくらを創る市民 100 人会議」第4回全体会 | 鎌倉市福祉センター |
| | 6月 10 日 | 「次期基本計画策定基礎調査について」市議会総務常任委員会へ報告 | |
| | 7月 2 日 | 「明日のかまくらを創る市民 100 人会議」第5回全体会(中間報告会) | 鎌倉市福祉センター |
| | 7月 9 日 | 第 3 次鎌倉市総合計画策定委員会要綱を改正 | |
| | 7月 21 日 | 第1回総合計画策定委員会 | |
| | 7月 29 日から 3日間 | 夏休み子どもワークショップの開催 | 市役所会議室 |
| | 7月 29 日 | 「鎌倉の良いところ増やすぞ 大作戦！」(中学生) | |
| | 8月 3 日 | 「かまらの未来について話し合おう！」(小学生) | |
| | 8月 6 日 | 「少子化問題を考えよう！」(高校生) | |
| | 8月 23、24、25、 27、31 日 | 市長と語ろう~まちかどトークの実施 | 玉縄地域5会場 |
| | 9月 16 日 | 「鎌倉市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について」及び「明日のかまくらを創る市民 100 人会議の検討状況について」市議会総務常任委員会へ説明・報告(条例については 10 月5日本会議で可決後、施行) | |
| | 10月 1 日(~22 日) | 関係各課へ現行基本計画の状況調査を実施(次期基本計画策定に向けた調書の作成) | |

| 年 | 月日 | 内容 | 会場等 |
|-------|----------------------------|--|------------|
| | 10月12・13・15日 | 「明日のかまくらを創る市民100人会議」第6回全体会(最終報告会) | 鎌倉市福祉センター |
| | 10月25、26、27、29日 | 市長と語ろう～まちかどトークの実施 | 腰越地域4会場 |
| | 11月4日 | 市長と語ろう～まちかどトークの実施 | 深沢地域1会場 |
| | 11月8、10、11、12、17、19、24、26日 | 市長と語ろう～まちかどトークの実施 | 大船地域8会場 |
| | 11月16日 | 「明日のかまくらを創る市民100人会議」第7回全体会 | 鎌倉市福祉センター |
| | 11月19日(～25日) | 「明日のかまくらを創る市民100人会議活動展&夏休み子どもワークショップ展」の開催 | 地下道ギャラリー |
| | 11月24日 | 「明日のかまくらを創る市民100人会議」第8回全体会(提言式) | 商工会議所 |
| | 11月25日 | 「明日のかまくらを創る市民100人会議」の提言発表シンポジウムの開催 | 鎌倉生涯学習センター |
| | 12月9日 | 「明日のかまくらを創る市民100人会議の提言について」市議会総務常任委員会に報告 | |
| | 12月22日 | 第2回総合計画策定委員会 | |
| 平成17年 | 1月27日(～2月28日) | 団体別意見聴取の実施(市内関連13団体) | |
| | 2月 | 鎌倉市の人口および世帯数の将来推計(時点修正) | |
| | 2月1日 | 総合計画審議会 | |
| | 2月1日・3日 | 元明日のかまくらを創る市民100人会議委員と総合計画策定委員会(部長級)との懇談会 | |
| | 2月15日(～3月18日) | 職員意見募集の実施 | |
| | 2月23日 | 第3回総合計画策定委員会 | |
| | 3月10日 | 総合計画審議会 | |
| | 4月5、7、8、11、12、15、25、26日 | 市長と語ろう～まちかどトークの実施 | 深沢地域8会場 |
| | 4月6日 | 第4回総合計画策定委員会 | |
| | 4月13日 | 総合計画審議会 | |
| | 4月28日 | 次期基本計画第1次素案の策定 | |
| | 5月1日(～31日) | 素案に対するパブリックコメント(市民意見募集)の実施 元明日のかまくらを創る市民100人会議委員と総合計画策定部会との意見交換会(5月中に10回開催) | |
| | 5月9、11、12、13、23、24、26、27日 | 市長と語ろう～まちかどトークの実施 | 鎌倉地域8会場 |

| 年 | 月日 | 内容 | 会場等 |
|---|-------------|---|--------|
| | 5月14日・15日 | 素案に対する意見募集のためのオープンハウスの開催 | |
| | 5月23日(～27日) | ミニオープンハウス(パネル展示)の開催 | 本庁舎ロビー |
| | 5月25日 | 総合計画審議会 | |
| | 6月7日 | 第5回総合計画策定委員会 | |
| | 6月10日 | 総合計画審議会 | |
| | 6月23日 | 「鎌倉市次期基本計画の策定状況について」市議会総務常任委員会へ報告 | |
| | 6月24日 | 第6回総合計画策定委員会 (次期基本計画第2次素案の策定) | |
| | 6月29日 | 総合計画審議会 | |
| | 7月6日 | 総合計画策定事務連絡協議会 (前期実施計画策定方針の周知) | |
| | 7月8日 | 第7回総合計画策定委員会 (第2期基本計画(案)の策定) | |
| | 7月13日 | 総合計画審議会(基本構想(案)及び第2期基本計画(案)について諮問) | |
| | 7月15日 | 総合計画審議会 | |
| | 7月27日 | 総合計画審議会 | |
| | 7月28日 | 総合計画審議会(諮問事項の答申) | |
| | 8月17日 | 第8回総合計画策定委員会 | |
| | 9月15日・10月4日 | 「第3次鎌倉市総合計画基本構想の一部の修正について」「第3次鎌倉市総合計画第2期基本計画について」及び「第3次鎌倉市総合計画第2期基本計画前期実施計画策定方針等について」市議会総務常任委員会及び議会全員協議会へ報告(基本構想については10月4日本会議で可決) | |
| | 12月15日 | 「広報かまくら」臨時号の発行 | |
| | 12月15日・22日 | 「第3次鎌倉市総合計画第2期基本計画前期実施計画の策定について市議会総務常任委員会及び議会全員協議会へ報告 | |
| | 12月26日 | 総合計画策定事務連絡協議会(前期実施計画の周知) | |

II. 策定組織図



Ⅲ. 第3次鎌倉市総合計画 次期基本計画策定方針

第3次鎌倉市総合計画 次期基本計画策定方針

企画課

平成15年12月

1 基本計画策定の趣旨

現行の第3次鎌倉市総合計画は、平成8年3月に策定され、平成37年度までの基本構想と平成17年度までの基本計画を有しています。

今回、平成17年度に現行基本計画期間の終了を迎えることから、基本構想に掲げた「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」としての将来都市像と6つの将来目標の実現を目指し、引き続き、平成18年度から27年度までの次期基本計画の策定を推進しようとするものです。

わが国の社会・経済情勢を見ると、少子高齢化にともなう人口減少社会の始まりや右肩上がり経済の終焉、地方分権の推進など、時代の大きな転換期に立たされていると言えます。計画の策定にあたっては、このような認識に基づいた新たな視点からの対応が求められています。

具体的には、本市の特性・独自性を生かした地域づくりの推進、市民参画、多様な市民ニーズへの対応、わかりやすい計画づくり、数値達成目標の導入などを視野に入れつつ、新しい時代の社会変化に対応した基本計画づくりを目指します。

2 基本計画策定にあたっての考え方

次期基本計画については、策定の背景となる時代状況と計画策定の視点を、次のとおり把握しつつ策定を進めます。

(1) 時代状況の把握

- ア. 少子高齢・人口減少社会
- イ. 右肩上がり経済の終焉
- ウ. 安全・安心に暮らせるまちづくり
- エ. 多様な主体による地域づくり
- オ. 基礎的自治体の独自性の発揮

(2) 基本計画策定の視点

- ア. 市民参画と情報公開の推進

限られた財源や資源の有効活用を市民とともに議論し、市民が必要とし、求めている行政を、市民の視点で実現するために市民参画を推進します。

また、基本計画の策定過程を市民に十分に公開し、パブリックコメントの聴取などにより、幅広い年齢層の市民意見の聴取・収集に努め、計画づくりへ反映させます。

イ. 戦略的重点施策の推進

教育・子育て支援の充実など、政策・施策の取捨選択と優先順位づけの中で本市の重点課題を鮮明にし、戦略的な課題解決に取り組みます。

また、これまでの施策・事業を見直すとともに、市民ニーズの多様化と社会変化に伴い新たな政策課題にも取り組みます。

ウ. わかりやすい計画の作成

構成や表現方法などへの配慮はもちろんのこと、できる限り数値達成目標の導入を図るなど、わかりやすい計画を目指します。

エ. 個性的なまちづくりの推進

基礎的自治体の独自性発揮の中で、これまでの横並びの行政運営から鎌倉の特性と市民意識を生かした自立的な地域づくりを目指します。

オ. 多様な主体との連携・協働と役割分担

市民ニーズの多様化、新たな市民ニーズ、社会の急速な変化などに柔軟に対応していくため、市民やNPO、企業など地域内の非行政組織との連携・協働・役割分担を図っていきます。

カ. 量から質への転換

厳しい財政状況が今後も見込まれる中で、既存施設・事業の効率的・効果的な運営を一段と図り、特に新規施設の建設は必要最小限に抑制し、施策・事業の充実は量的拡大でなく、内容の質的向上・組替え・工夫の中で推進します。

3 総合計画の概要

(1) 総合計画の全体構成

第3次鎌倉市総合計画は、基本構想・基本計画・実施計画の三層構造で構成されます。

(2) 総合計画の期間

ア. 「基本構想」30年間（平成8年度～37年度）

今回、全面的な改訂は行ないませんが、社会状況の変化に伴い一部字句修正を実施します。

イ. 「基本計画」10年間（平成18年度～27年度）

基本構想と連動した基本計画期間は、10年間とします。

ウ. 「実施計画」 5年間（平成18年度～22年度）

各個別事業を5年間分掲載します。社会経済情勢の変化に対応するため、3年目にローリングを実施します。

次期基本計画は、前期・後期の実施計画を有します。

4 策定体制

(1) 市民参画

ア. 「明日のかまくらを創る市民100人会議」の設置運営

18歳以上の市民（在勤・在学を含む）100人を公募し、基本構想の6つの将来目標ごとの部会と、市民参画・行政経営の2つのワーキングを設置し、次期基本計画への提言をいただきます。概ね1年間の活動を予定しています。

イ. パブリックコメントの聴取

より広範な市民参画による市民との協働による基本計画とするため、市民100人会議の参画市民以外の市民からも、幅広く意見を聴取し、素案に反映させます。

また、次期基本計画の素案等を広報・市ホームページ等で広く公表し、市民意見の募集をおこないます。

ウ. 「明日のかまくらを創る市民シンポジウム」の開催

市民100人会議や次期基本計画素案などの成果を公表し、情報交換・意見交換するための市民シンポジウムを開催します。

エ. タウンミーティングの実施

タウンミーティングを実施し、市民や各団体との意見交換・意見聴取をおこないます。

オ. 夏休み子どもワークショップの開催

夏休み期間中の3日間程度で、小中学生を対象に、「かまらの未来」を話し合うワークショップを開催します。

(2) 情報公開

ア. オープンハウスの設置

策定期間中、定期的に会議室等の特定の場所を確保し、パネル等により次期基本計画の素案、市民意識調査や将来人口推計の結果等の資料を展示し、市民との個別対話により市民意見を把握するとともに、市民同士の意見交換・情報交換の場とします。

イ. インターネットによる情報公開

鎌倉市ホームページで、適宜、策定過程や素案の公開をおこない、同時に市民意見も広く募集します。

ウ. 広報かまくら特集号の発行

次期基本計画素案等を、臨時の広報かまくら特集号で広く市民に周知するとともに、市民意見の募集をおこないます。

(3) 庁内推進体制

ア. 総合計画策定委員会の設置

助役を委員長、企画部長を副委員長とし、策定委員（部長級）で構成する総合計画策定委員会を設置します。

策定委員会は、次期基本計画素案を調整・作成し政策調整会議・政策会議に提出します。

策定委員会は、素案策定部会、および庁内ワーキングチームを持つことができるものとします。

イ. 総合計画策定事務連絡協議会

総合計画の策定に関する関係部局相互の連絡調整についての事項等をこの協議会を通じておこなうほか、適宜、各部局と協議・連携し計画策定をすすめます。

ウ. 職員参画

市民100人会議へ参画する職員の募集をおこなうとともに、将来の鎌倉市政を担う若い1・2級職員を、市民100人会議へ参画させ、市民との協働を経験し実践します。

また、職員アンケート等を実施し計画づくりへ反映させます。

エ. 職員提案の募集

策定期間中、適宜テーマを設定し、職員からの提案募集をおこない計画づくりに反映させます。

オ. 事務局

事務局は、企画部企画課とします。

(4) 総合計画審議会の設置・運営

鎌倉市総合計画審議会条例に基づき設置します。

審議会は、市長の諮問に応じて、総合計画の次期基本計画案について、必要な調査及び審議をおこないます。

5 基礎調査

次期基本計画の策定に資する基礎資料として、「将来人口推計」「市民意識調査」を実施します。

(1) 将来人口推計

基本構想の目標年次（平成37年）までの人口動向を推計し、基本計画策定の基礎資料とするとともに、今後の政策施策形成や事業計画作成のための資料とします。

(2) 市民意識調査

18歳以上の市民3,000人を対象に市民意識・ニーズ・施策満足度等の地域特性、経年変化を調査し、施策優先度等検討のための基本計画策定基礎資料とします。

6 個別計画との調整

総合計画を上位計画とする各部局の個別行政計画は、総合計画の基本計画と策定期間を同じくするものもあります。

個別行政計画とは、情報交換、情報共有を十分におこないつつ整合性と体系化を目指します。

7 スケジュール

次期基本計画策定のスケジュールは、別紙のとおりとします。

次期基本計画策定スケジュール（最終版）

| | | 平成15年度 | | | | | | | | | | | | 平成16年度 | | | | | | | | | | | | 平成17年度 | | | | | | | | | | | |
|--------|----------------------|--|-----------------------------|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
| 庁内策定体制 | | <p>総計画策定委員会・策定部会</p> <p>☆現行基本計画の状況調査</p> <p>◎修正基本構想1次素案 ◎修正基本構想案確定</p> <p>◎基本計画1次素案 ◎基本計画案確定</p> <p>■事務連絡協議会 ■事務連絡協議会</p> <p>最終確定</p> <p>総計画審議会 冊子作成</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議会 | | <p>■総務常任委員会報告（策定方針について）</p> <p>■総務常任委員会報告（市民100人会議の設置・基礎調査・全体スケジュール等について）</p> | | | | | | | | | | | | <p>■総計画審議会条例の改正議案</p> <p>■総務常任委員会報告（人口推計・市民意識調査の結果について）</p> <p>■総務常任委員会報告（市民100人会議結果について）</p> | | | | | | | | | | | | <p>■修正基本構想議案 ■前期実施計画</p> <p>■総務常任委員会報告（市民意識調査結果について）</p> <p>■総務常任委員会報告（基本構想・基本計画）</p> | | | | | | | | | | | |
| 総計画審議会 | | <p>■市民100人会議・基礎調査（人口推計・市民意識調査）等について報告</p> | | | | | | | | | | | | <p>■基礎調査結果、100人会議提言</p> <p>■行政素案</p> <p>■第1次意見案</p> <p>■第2次意見案</p> <p>■諮問案審議意見の整理</p> | | | | | | | | | | | | <p>■前期実施計画案について</p> | | | | | | | | | | | |
| 基礎調査 | 将来人口推計 | <p>業者選定（プロポーザル）</p> <p>推計・分析作業</p> <p>結果報告</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 市民意識調査 | <p>調査実施</p> <p>分析・集計</p> <p>結果報告</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市民参画 | 市民100人会議（6部会・2ワーキング） | <p>設立準備</p> <p>公募</p> <p>広報掲載</p> <p>街頭チラシ配布</p> <p>★11月25日委嘱</p> <p>将来都市像別6部会・2ワーキング運営</p> <p>中間報告書</p> <p>解嘱</p> <p>最終報告書</p> <p>◎市民100人会議との意見交換会</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | オープンハウス | <p>次期基本計画第1次素案に係るオープンハウスの開催（本庁舎）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | タウンミーティングシンポジウム等 | <p>タウンミーティング（まちかどトーク）</p> <p>◎「明日のかまくらを創る市民シンポジウム」</p> <p>団体別ヒアリング</p> <p>◎夏休み子どもワークショップ（小・中・高）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | パブリックコメント募集 | <p>次期基本計画第1次素案に対する意見募集</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 職員参画 | 若手および公募職員の参画 | <p>各部へ選考依頼</p> <p>市民100人会議への1級若手職員・庁内公募職員の参画</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 職員提案募集職員アンケート | <p>職員意見募集</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 情報公開 | 広報かまくら | <p>★市民意識調査協力依頼</p> <p>★市民100人会議最終報告</p> <p>★第2期基本計画特集号</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ホームページアップ等 | <p>★市民意識調査及び人口推計結果</p> <p>地下道ギャラリー100人会議素案等展示</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 市民参画用データ作成 | <p>（データ作成の進行状況を示す矢印）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 100人会議 | ホームページ作成 | <p>（ホームページ作成の進行状況を示す矢印）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 電子会議室 | <p>（電子会議室の進行状況を示す矢印）</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ニュースレター | <p>◇1号 ◇2号 ◇3号</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

IV. 明日のかまくらを創る市民 100 人会議の歩み

1. 明日のかまくらを創る市民 100 人会議の歩み

※明日のかまくらを創る市民 100 人会議活動の記録から抜粋

<全体会の経過>

- 第 1 回全体会・委嘱式 (11 月 25 日)
- 第 2 回全体会・部会「メンバーを知る」(12 月 15・17 日)
- 第 3 回全体会・部会「課題の抽出」(1 月 16・19 日)
 - 部会「課題の抽出」(2 月 2～9 日)
 - 部会「課題の整理」(2 月 20～25 日)
 - 部会「部会の進め方」(3 月 10～17 日)
- 第 4 回全体会 (部会の検討状況の報告 3 月 31 日)
 - 部会「行政の仕事を市民の目で見直す (原課との協議)」(4 月～6 月)
 - 報告会「鎌倉市の財政状況」(4 月 19・21 日)
 - 報告会「鎌倉市の人口動向」(4 月 20・22 日)
 - 部会連絡会、行政経営ワーキング、市民参画ワーキングを設置 (5 月～)
- 第 5 回全体会 (部会の中間報告 7 月 2 日)
 - 部会間調整 (鎌倉らしさについての集い等) の開催 (7 月)
 - ☆ ニュースレター V o 1. 1 発行 (8 月)
 - 部会「他部会からの意見整理」(7 月)
 - 部会「提言骨子の検討」(8 月)
 - 部会「提言への最終調整」(9 月)
 - 部会連絡会を改め部会長会議で提言への調整 (9 月)
- 第 6 回全体会 (部会の最終報告と提言案の全体調整 10 月 12・13・15 日)
 - 部会「全体会での意見を基に最終調整」(10 月)
 - 部会「提言案のまとめ」(11 月)
 - ☆ ニュースレター V o 1. 2・V o 1. 3 発行 (10・11 月)
 - 部会間調整 (鎌倉ミュージアムなど) の開催 (10～11 月)
 - 部会長会議「提言案の最終調整」(10～11 月)
- 第 7 回全体会 (提言案の最終確認 11 月 16 日)
 - ☆ 鎌倉駅地下道「ギャラリー 5 0」展示 (11 月 19 日～25 日)
- 第 8 回全体会 (市長への提言式 11 月 24 日)
- ★ シンポジウム開催 (11 月 25 日)
 - 市民 100 人会議の提言発表

<各部会・ワーキングの状況>

①第 1 部会

平和・人権、男女共同社会、国際化社会に関する問題や課題についての分類・整理からはじまり、人権・男女共同参画課や文化推進課国際化担当へのヒアリングにより

課題についての認識を深めた後、国際交流分科会、PHF（ピース・ヒューマンライツ・フェミニズム）分科会に分かれた協議を経て、提言がなされた。

対象となるテーマが抽象的であることと価値観により判断の分かれる部分もあるため、メンバー間の意識のすりあわせや議論が難しい傾向も見られたが、部会内の活発な議論や他部会からの意見を通じてとりまとめがなされた。

②第2部会

全体を通じて、歴史と文化を一体的にとらえた協議・検討が行われた。「鎌倉市文化推進プラン21」の検証（文化推進課へのヒアリング）、世界遺産の取り組みの把握（世界遺産登録推進担当へのヒアリング）、野村跡地の取り組みの把握（文化教養施設整備計画担当へのヒアリング）、博物館や文化財の状況の把握（生涯学習課、文化財課へのヒアリング）など、各種のヒアリングにより情報収集を図りつつ、アーカイブス、キャンパスかまくらなどのさまざまな施策アイディアの提言がなされた。

③第3部会

6部会の中で市民委員の数が最大（31名）の組織であり、部会や分科会が数多く開催され、活発な議論が行われた。分科会は、みどり・公園（自然環境）分科会、生活環境分科会（ごみ問題）、都市景観分科会の3つで構成され、生活環境というテーマを多面的な角度から検討し、「歩く道のネットワークの整備」、ごみゼロ都市の実現をめざした「ゼロ・ウェイストの推進」、「鎌倉らしさ指数の設定」などの提言がなされた。

④第4部会

第4部会は子育て、健康、福祉、学校教育、生涯学習、青少年育成、スポーツ・レクリエーションと、検討範囲が幅広く、議論を進めることが難しい面があるにもかかわらず、ワークショップ形式で自由闊達な協議が行われた。地域福祉計画骨子案の把握（福祉政策課へのヒアリング）、次世代育成支援行動計画の把握（こども局推進担当へのヒアリング）などを通じて、政策分野別ではなく、市民のライフステージ別という独自の切り口で各種の提言がなされた。

⑤第5部会

第5部会では安全の対概念である「リスク」に着目し、事前にリスクを防止し、発生したリスクを極小化することが求められる「防犯・防災」、「健康・医療」、「交通・道路・河川・海岸」、「市街地整備、住宅・住環境」の4つのテーマに対応した分科会を設置し、協議・検討が行われた。その結果、市民保健医療福祉センターの設立、総合防犯計画の策定、海浜公園の整備（松の植樹等）、深沢地区国鉄跡地周辺における「もう一つの新しい鎌倉」の創造、都市計画の線引き見直しによる新たな宅地創造といったさまざまな提案がなされた。

⑥第6部会

第6部会は、情報分科会、産業振興・観光分科会、人財・地域福祉分科会の3つに分かれ、産業振興課、観光課、情報推進課、福祉政策課、広聴広報課、市政情報相談課、鎌倉市ファミリーサポートセンター、都市景観課、都市政策課、文化・教養施設整備計画担当、鎌倉市社会福祉協議会、鎌倉シチズンネット、鎌倉市市民活動センター、かまくら地域介護支援機構、西御門自治会、ヤローズ、企画部、鎌倉商工会議所など、数多くの組織にヒアリングを行い、情報収集を図りつつ提言を取りまとめた。

⑦行政経営ワーキング

行政経営ワーキングは平成16年5月28日（金）に第1回目を開催し、計10回の議論を行った。まず、メンバー間で行政経営に関する基本的な知識と共通認識を持つため、行政経営に関する勉強会を開催した。その中で、民間企業と行政の差異に関して議論が進み、「公共性とは何か」について検討を行うこととなった。その後、いくつかの事例を元に、「マネジメントサイクル」の検証を行うこととなり、芸術館（企画部文化推進課、芸術文化振興財団担当課）、ごみ問題（資源再生部）のヒアリングを実施した。

⑧市民参画ワーキング

市民参画ワーキングは平成16年5月21日（金）に第1回目を開催し、計8回の議論を行った。まず、鎌倉市でこれまで実施されてきた市民参加の状況、NPOと行政職員による協働推進研究会が作成した中間報告書などの基礎情報を元に、市民参画についてディスカッションを行った後、本ワーキングの主要議題に自治基本条例の枠組み検討を設定することとした。他市の自治基本条例の策定状況等を踏まえつつ、鎌倉市ではどのような手順、体制で条例を制定するかについて、協議・検討を行った。

<部会連絡会の状況>

①第1回部会連絡会（平成16年5月26日）

出席者の自己紹介と部会の活動状況報告が行われた。また、7月2日に開催された第5回全体会に向けて、到達目標や発表方法などについての協議がなされた。

②第2回部会連絡会（平成16年6月18日）

第5回全体会の発表方法と資料提出期限の確認が行われた。

③第3回部会連絡会（平成16年7月13日）

全体会を振り返り、反省会が行われた。

④第4回部会連絡会（平成16年8月20日）

「明日のかまくらを創る市民100人会議」の提言のあり方について協議が行われた。

⑤第5回部会連絡会（平成16年9月10日）

マトリックスチャートや発展メカニズム分析の図（TEPAS分析図）をもとに意見交換が行われた。

⑥第6回部会連絡会（平成16年9月30日）

10月12、13、15日に開催された第6回全体会の進め方等について協議が行われた。また、提言までの全体調整に関してスケジュールの確認と内容調整が行われた。

⑦第7回部会連絡会（平成16年10月19日）

第6回全体会を振り返り、各部会間で調整が必要な事項の協議、ワーキングの検討結果の提言上の位置づけの検討等が行われた。

⑧第8回部会連絡会（平成16年11月1日）

最終的な取りまとめに向けて、第1部会の結果報告、各部会間調整の結果報告、「はじめに」の取扱い、総論部およびWG提言の取扱いなどについて協議が行われた。

⑨第9回部会連絡会（平成16年11月8日）

前回に引き続き、1部会の結果報告、各部会間調整の結果報告、「はじめに」の取扱い、総論部およびWG提言の取扱いなどについて協議が行われた。また、市民100人会議の議長・副議長の選任が行われた。

その他、部会間活動については「鎌倉らしさとは何か」（7月22日）、「人財活用」（10月26日）、「鎌倉ミュージアム」（10月28日）、「協働のルール」（11月2日）など、テーマ別の検討が行われた。

2. 明日のかまぐらを創る市民 100 人会議設置要綱

明日のかまぐらを創る市民 100 人会議設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、平成 15 年度から平成 17 年度にかけて策定する第 3 次鎌倉市総合計画・次期基本計画（以下「基本計画」という。）に、市民の意見を反映させるため、明日のかまぐらを創る市民 100 人会議（以下「100 人会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 100 人会議は、次に掲げることを行うものとする。

- (1) 基本計画の素案を策定し、委嘱の日から 1 年以内に市へ提言すること。
- (2) 鎌倉市総合計画審議会条例第 9 条に基づく鎌倉市総合計画審議会からの要請に応じて、基本計画の素案の策定に関し意見を述べること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、基本計画の素案の策定に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 100 人会議は、市長が委嘱した市民委員をもって組織する。

(市民委員)

第 4 条 市民委員は、市の施策に関心を有する市民で一般募集に応じたもののうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 5 条 市民委員の任期は、100 人会議の所掌事務の処理が終わるまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 100 人会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、市民委員の互選によって定める。
- 3 会長は、100 人会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第 7 条 100 人会議に、将来目標ごとに別表第 1 に掲げる部会を設置する。

- 2 市民委員は、部会のいずれかに属するものとし、市長が委嘱をするときに指定する。

(ワーキング)

第 8 条 会長は、基本計画の素案の策定のために部会以外においても討議が必要であると認めるときは、別表第 2 に掲げるワーキングを設置することができる。

- 2 市民委員は、ワーキングに参加することができる。

(部会長)

第 9 条 部会及びワーキングに、部会長及び副部会長を置き、当該部会又はワーキングに所属する市民委員の互選で定める。

- 2 部会長は、その部会又はワーキングを代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長の職務を代理する。

(専門委員)

第10条 100人会議に専門委員を置く。

- 2 専門委員は、まちづくり手法等の経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、部会の運営を補佐し、部会の調整を行うものとする。
- 4 専門委員は、市民委員と同様に意見を述べることができる。

(市職員委員)

第11条 100人会議に市職員による委員（以下「市職員委員」という。）を置く。

- 2 市職員委員は、若手職員（1級又は2級職員）及び募集に応じたその他の職員のうちから市長が指名する。
- 3 市職員委員は、専門委員を補助する。
- 4 市職員委員は、市民委員と同様に意見を述べることができる。

(100人会議等の招集)

第12条 100人会議は、会長が招集する。

- 2 部会及びワーキングは、当該部会長が招集する。

(意見の聴取)

第13条 100人会議、部会及びワーキングは、必要に応じ学識経験者、関係職員等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第14条 事務局は、企画部企画課に置き、庶務及び100人会議全体の運営に当たる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、100人会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成15年11月17日から施行する。

別表第1

- (1) 国際交流部会
- (2) 歴史風土部会
- (3) 生活環境部会
- (4) 子育て部会
- (5) 安全安心部会
- (6) 地域活力部会

別表第2

- (1) 行政経営ワーキング
- (2) 市民参画ワーキング

3. 明日のかまくらを創る市民100人会議「公募委員概要」(平成15年12月)

(1) 男女

| | | |
|---|-----|------|
| 男 | 96 | 67% |
| 女 | 48 | 33% |
| 計 | 144 | 100% |

(2) 地域

| | | |
|----|-----|---------|
| 鎌倉 | 68 | 47.22% |
| 腰越 | 16 | 11.11% |
| 深沢 | 18 | 12.50% |
| 大船 | 21 | 14.59% |
| 玉縄 | 18 | 12.50% |
| 市外 | 3 | 2.08% |
| 計 | 144 | 100.00% |

(3) 年齢

| | | | | |
|-----|-----|---------|---|-----|
| 20代 | 14 | 9.72% | 男 | 3 |
| | | | 女 | 11 |
| 30代 | 10 | 6.94% | 男 | 6 |
| | | | 女 | 4 |
| 40代 | 22 | 15.28% | 男 | 10 |
| | | | 女 | 12 |
| 50代 | 15 | 10.42% | 男 | 8 |
| | | | 女 | 7 |
| 60代 | 58 | 40.28% | 男 | 46 |
| | | | 女 | 12 |
| 70代 | 24 | 16.67% | 男 | 22 |
| | | | 女 | 2 |
| 80代 | 1 | 0.69% | 男 | 1 |
| | | | 女 | 0 |
| 計 | 144 | 100.00% | | 144 |

(4) 部会別一覧

| | | | | |
|------|-----|------|---|-----|
| 第1部会 | 26 | 18% | 男 | 19 |
| | | | 女 | 7 |
| 第2部会 | 17 | 11% | 男 | 13 |
| | | | 女 | 4 |
| 第3部会 | 31 | 22% | 男 | 21 |
| | | | 女 | 10 |
| 第4部会 | 23 | 16% | 男 | 9 |
| | | | 女 | 14 |
| 第5部会 | 21 | 15% | 男 | 14 |
| | | | 女 | 7 |
| 第6部会 | 26 | 18% | 男 | 19 |
| | | | 女 | 7 |
| 計 | 144 | 100% | | 144 |

- 第1部会(国際交流部会)平和・人権、男女共同社会、国際化社会など
- 第2部会(歴史風土部会)歴史環境、文化など
- 第3部会(生活環境部会)みどり・公園、生活環境、都市景観など
- 第4部会(子育て部会)健康福祉、学校教育、生涯学習、青少年育成、スポーツ・レクリエーションなど
- 第5部会(安全安心部会)地域安全、市街地整備、総合交通、道路整備、住宅・住環境、下水道・河川など
- 第6部会(地域活力部会)地域情報化、産業振興、観光、勤労者福祉、消費生活など

4. 明日のかまくらを創る市民100人会議 委員概要(専門委員、市職員委員を含む)
(平成16年2月)

(1)男女

| | | |
|---|-----|------|
| 男 | 113 | 68% |
| 女 | 54 | 32% |
| 計 | 167 | 100% |

(2)部会別一覧

| | | | | | |
|------|-----|------|----|----------|---|
| 第1部会 | 29 | 17% | 男女 | 22 7 | 第1部会 国際交流部会 平和・人権、男女共同社会、国際化社会など |
| 第2部会 | 22 | 13% | 男女 | 17 5 | 第2部会 歴史風土部会 歴史環境、文化など |
| 第3部会 | 34 | 20% | 男女 | 25 9 | 第3部会 生活環境部会 みどり・公園、生活環境、都市景観など |
| 第4部会 | 29 | 17% | 男女 | 12 17 | 第4部会 子育て部会 健康福祉、学校教育、生涯学習、青少年育成、 スポーツ・レクリエーションなど |
| 第5部会 | 26 | 16% | 男女 | 18 8 | 第5部会 安全安心部会 地域安全、市街地整備、総合交通、道路整備、 住宅・住環境、下水道・河川など |
| 第6部会 | 27 | 16% | 男女 | 19 8 | 第6部会 地域活力部会 地域情報化、産業振興、観光、勤労者福祉、消 費生活など |
| 計 | 167 | 100% | | 167 | |

5. 市民委員一覧(50音順・敬称略)

第1部会 国際交流部会

| 氏名 | |
|----|-------|
| 市 | 朝倉倭文子 |
| 市 | 石渡正也 |
| 市 | 伊藤靖子 |
| 市 | 植田眞弘 |
| 市 | 江戸川夏樹 |
| 市 | 片山直輝 |
| 市 | 川崎英俊 |
| 市 | 熊倉康世 |
| 市 | 倉又孝 |
| 市 | 佐々治一郎 |
| 市 | 貞兼綾子 |
| 市 | 佐藤治夫 |
| 市 | 外山守城 |
| 市 | 中村信雄 |
| 市 | 新名信雄 |
| 市 | 西川勝 |
| 市 | 新田曜子 |
| 市 | 深尾徹 |
| 市 | 的崎健 |
| 市 | 三国良彦 |
| 市 | 皆川瑞夫 |
| 市 | 山崎俊定 |
| 市 | 山下勇夫 |
| 市 | 山本剛 |
| 市 | 山本洋 |
| 職 | 岡宏 |
| 職 | 安倍真理枝 |
| 職 | 平間洋子 |
| 専 | 大木ジュン |
| 事 | 大隅啓一 |
| 事 | 征矢剛一郎 |

第2部会 歴史風土部会

| 氏名 | |
|----|-------|
| 市 | 赤羽正昭 |
| 市 | 石井博 |
| 市 | 井上誠一 |
| 市 | 岡林馨 |
| 市 | 小川清彦 |
| 市 | 春日桂太郎 |
| 市 | 上藪修一 |
| 市 | 劔持敏恵 |
| 市 | 小峰邦夫 |
| 市 | 小山鉄郎 |
| 市 | 島津克代子 |
| 市 | 都筑健一 |
| 市 | 徳増島雄 |
| 市 | 中島良郎 |
| 市 | 野尻有子 |
| 市 | 福田智司 |
| 市 | 吉村稔子 |
| 市 | 若林高明 |
| 職 | 内田次敏 |
| 職 | 八木橋智 |
| 職 | 奥山信治 |
| 専 | 松尾子水樹 |
| 事 | 征矢剛一郎 |
| 事 | 木村浩之 |

第3部会 生活環境部会

| 氏名 | |
|----|------|
| 市 | 市川和夫 |
| 市 | 市川瑞代 |
| 市 | 井上智陽 |
| 市 | 追分喜芳 |
| 市 | 大塚真弓 |
| 市 | 大野妙子 |
| 市 | 大橋圭介 |
| 市 | 岡村保子 |
| 市 | 粕谷茂 |
| 市 | 片平勇 |
| 市 | 久保順三 |
| 市 | 熊倉洋介 |
| 市 | 湖出岳 |
| 市 | 斎藤政文 |
| 市 | 高橋弘 |
| 市 | 高柳英麿 |
| 市 | 宅見正雄 |
| 市 | 谷村和美 |
| 市 | 淡中京子 |
| 市 | 中島光子 |
| 市 | 中村夏子 |
| 市 | 中村宏 |
| 市 | 新村正純 |
| 市 | 橋爪幸臣 |
| 市 | 平倉誠 |
| 市 | 前山洋子 |
| 市 | 松本栄二 |
| 市 | 山田修一 |
| 市 | 吉田可重 |
| 市 | 渡辺哲二 |
| 職 | 中村勉 |
| 職 | 鈴木伸治 |
| 職 | 岡崎牧子 |
| 専 | 川口和英 |
| 事 | 木村浩之 |
| 事 | 茶木和夫 |

市 市民委員
 職 市職員委員
 専 専門委員(ファシリテーター)
 事 事務局

第4部会 子育て部会

| 氏名 | |
|----|--------|
| 市 | 阿曾 千代子 |
| 市 | 岩崎 さつき |
| 市 | 岩立 実勇 |
| 市 | 太田 ゆかり |
| 市 | 大坪 詮 |
| 市 | 岡田 智佳子 |
| 市 | 加藤 清和 |
| 市 | 唐木 邦子 |
| 市 | 唐島 信也 |
| 市 | 小竹 由佳 |
| 市 | 斎藤 幸子 |
| 市 | 佐藤 亨 |
| 市 | 高島 さやか |
| 市 | 高山 正之 |
| 市 | 富岡 孝司 |
| 市 | 中田 浩二 |
| 市 | 橋本 志津恵 |
| 市 | 長谷川 孝一 |
| 市 | 平野 佳世子 |
| 市 | 藤本 幸子 |
| 市 | 松井 敏夫 |
| 市 | 山内 裕子 |
| 市 | 山崎 恵美 |
| 市 | 山前 悦子 |
| 市 | 横田 初江 |
| 職 | 加藤 みすゞ |
| 職 | 辻岡 美音 |
| 職 | 須山 暁 |
| 専 | 志村 直愛 |
| 事 | 茶木 和夫 |
| 事 | 征矢 剛一郎 |

第5部会 安全安心部会

| 氏名 | |
|----|--------|
| 市 | 荒井 泰男 |
| 市 | 市川 勇 |
| 市 | 大崎 弘 |
| 市 | 大野 直樹 |
| 市 | 加古川 ミサ |
| 市 | 漢那 肇 |
| 市 | 木村 半 |
| 市 | 國友 靖久 |
| 市 | 坂本 昌子 |
| 市 | 清水 小太郎 |
| 市 | 高橋 千秋 |
| 市 | 高部 絵美 |
| 市 | 沼田 敏典 |
| 市 | 広瀬 光世 |
| 市 | 福澤 健次 |
| 市 | 藤原吉志子 |
| 市 | 増田 行治 |
| 市 | 柳下 実 |
| 市 | 安田 昇 |
| 市 | 山村 みや子 |
| 市 | 横松 佐智子 |
| 市 | 吉川 允 |
| 職 | 横川 啓 |
| 職 | 二階堂 昌喜 |
| 職 | 齋藤 真之 |
| 専 | 波多 周 |
| 事 | 木村 浩之 |
| 事 | 大隅 啓一 |

第6部会 地域活力部会

| 氏名 | |
|----|--------|
| 市 | 朝倉 一郎 |
| 市 | 井崎 寿一 |
| 市 | 石川 正毅 |
| 市 | 入江 麻理 |
| 市 | 海老澤 克枝 |
| 市 | 大村 省吾 |
| 市 | 岡本 正博 |
| 市 | 柿崎 平 |
| 市 | 川口 あゆみ |
| 市 | 久保 美苗 |
| 市 | 小杉 啓治 |
| 市 | 齋藤 義博 |
| 市 | 坂倉 正彦 |
| 市 | 里吉 のり子 |
| 市 | 鶴川 昌宏 |
| 市 | 長田 克巳 |
| 市 | 中山 智博 |
| 市 | 花房 基弘 |
| 市 | 原 晴實 |
| 市 | 前田 礼正 |
| 市 | 松井 弘子 |
| 市 | 松井 悠一郎 |
| 市 | 三浦 節子 |
| 市 | 横山 純一郎 |
| 職 | 山村 健太郎 |
| 職 | 梶川 記子 |
| 専 | 岡村 竹史 |
| 事 | 大隅 啓一 |
| 事 | 茶木 和夫 |

市 市民委員
 職 市職員委員
 専 専門委員(ファシリテーター)
 事 事務局

行政経営ワーキング

| 氏名 | |
|------|-------|
| 国際交流 | 石渡 正也 |
| | 外山 守城 |
| 歴史風土 | 赤羽 正昭 |
| | 中島 良郎 |
| 生活環境 | 市川 和夫 |
| | 中村 宏 |
| | 新村 正純 |
| 子育て | 阿曾千代子 |
| 安全安心 | 柳下 実 |
| | 山村みや子 |
| 地域活力 | 柿崎 平 |
| | 小杉 啓治 |
| 専 | 松尾子水樹 |
| 事 | 茶木 和夫 |
| | 大隅 啓一 |

市民参画ワーキング

| 氏名 | |
|------|-------|
| 国際交流 | 佐々治一郎 |
| 歴史風土 | 若林高明 |
| | 春日桂太郎 |
| 生活環境 | 高柳英麿 |
| | 中島光子 |
| | 平倉誠 |
| 子育て | 太田ゆかり |
| 安全安心 | 市川勇 |
| | 國友靖久 |
| 地域活力 | 久保美苗 |
| | 齋藤義博 |
| 専 | |
| 事 | 征矢剛一郎 |
| | 木村浩之 |

専 専門委員(ファシリテーター)
事 事務局

V. 第3次鎌倉市総合計画策定委員会の歩み

1. 第3次鎌倉市総合計画策定委員会の歩み

| 開催日 | 策定委員会等 | 内容 |
|---------------------------------|--|--|
| 平成 16 年 7 月 21 日 | 第 1 回策定委員会 | 1 次期基本計画策定状況について 2 鎌倉市次期基本計画の枠組みと構成について 3 「明日のかまくらを創る市民 100 人会議」中間報告書 |
| 平成 16 年 12 月 22 日 | 第 2 回策定委員会 | 1 「明日のかまくらを創る市民 100 人会議」 第 3 次鎌倉市総合計画次期基本計画素案提言書につ いて 2 次期基本計画策定スケジュールについて 3 次期基本計画策定のための検討方法について 4 検討のスケジュールについて |
| 平成 17 年 2 月 23 日 | 第 3 回策定委員会 | 1 検討部会・ワーキングでの検討状況の報告について 2 次期基本計画の構成について |
| 平成 17 年 4 月 6 日 | 第 4 回策定委員会 | 1 検討部会・ワーキングでの検討状況の報告について 2 パブリックコメントについて |
| 平成 17 年 5 月 9 日～ 5 月 26 日 | 元明日のかまくらを 創る市民 100 人会議 と市との意見交換会 | 9 日 生活環境部会 10 日 歴史風土部会 11 日 安全安心部会 16 日 国際交流部会 17 日 地域活力部会・市民参画ワーキング 19 日 子育て部会 23 日 生活環境部会 26 日 行政経営ワーキング |
| 平成 17 年 6 月 7 日 | 第 5 回策定委員会 | 1 市民等からの意見(パブリックコメント) 及び総合計画審議会からの意見について |
| 平成 17 年 6 月 24 日 | 第 6 回策定委員会 | 1 鎌倉市次期基本計画(第 2 次素案) 第 1 次素案修正表について 2 次期基本計画における目標指標の導入について |
| 平成 17 年 7 月 8 日 | 第 7 回策定委員会 | 1 第 3 次鎌倉市総合計画 基本構想(案)について 2 第 3 次鎌倉市総合計画 第 2 期基本計画(案)につい て |
| 平成 17 年 8 月 17 日 | 第 8 回策定委員会 | 1 第 3 次鎌倉市総合計画基本構想の一部の修正(案)に ついて 2 第 3 次鎌倉市総合計画第 2 期基本計画(案)について |

2. 第3次鎌倉市総合計画策定委員会要綱

第3次鎌倉市総合計画策定委員会要綱

(趣旨・設置)

第1条 本市の総合計画（第3次総合計画基本構想及び基本計画をいう。以下同じ。）を策定するために、庁内に策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表1に掲げる職員を委員として組織する。

(所掌事務)

第3条 委員会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総合計画の策定に関する将来の基礎指標の基本方針の決定をする。
- (2) 基本構想・基本計画の素案、案を総合的見地から調整し、決定する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は助役が当たり、副委員長は企画部長が当たるものとする。
- 3 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(策定部会)

第6条 委員会に総合計画の原案の取りまとめ及び作成を行うため、策定部会を置く。

- 2 策定部会の部会員は、委員長が指名する職員をもって充てる。

(部会長及び副部会長)

第7条 策定部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は委員長が指名し、副部会長は部会長の指名する部会員をもって充てる。
- 3 部会長は、部会長の指名する各部局等の職員をもって庁内ワーキンググループを構成することができる。
- 4 第4条第3項及び第4項並びに第5条の規定は、部会長及び副部会長の職務並びに策定部会の会議について準用する。
- 5 部会長は、策定部会において検討した事項を委員会に報告しなければならない。

(総合計画の原案の作成)

第8条 総合計画の原案は、策定部会においてそれぞれ所管する部局等と調整のうえ作成する。

(庶務)

第9条 委員会及び策定部会（庁内ワーキンググループを含む）の庶務は、企画部企画課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

(付則)

この要綱は、平成6年5月20日から施行する。

この要綱は、平成16年7月9日から施行する。

この要綱は、平成16年7月22日から施行する

この要綱は、平成17年4月4日から施行する。

3. 策定委員会名簿

| 策定委員会 | (分野) | 策定部会 | |
|--|-------|--|-------------|
| 助役 (委員長) 企画部長(副委員長) 世界遺産登録推進担当部長 危機管理担当担当部長 総務部長 行革推進担当部長 こども局推進担当部長 市民経済部長 安全・安心まちづくり推進担当部長 保健福祉部長 資源再生部長 広町・台峯緑地担当部長 都市計画部長 都市整備部長 大船駅周辺整備事務所長 教育総務部長 生涯学習部長 消防長 議会事務局長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長 | 基礎条件 | ◎ 企画課長 都市政策課長 環境政策課長 財政課長 行政課長 都市計画課長 | 庁内ワーキンググループ |
| | 第1節 | ○ 文化推進課長 ◎ 人権・男女共同参画課長 | |
| | 第2節 | ○ 文化・教養施設整備担当課長 ◎ 世界遺産登録推進担当課長 生涯学習課長 文化財課長 文化推進課長※ | |
| | 第3節 | ○ 環境政策課長 みどり課長 ◎ 公園緑地課長 資源対策課長 都市計画課長 都市景観課長 | |
| | 第4節 | ◎ こども局推進担当課長 福祉政策課長 市民健康課長 保険年金課長 介護保険課長 社会福祉課長 高齢者福祉課長 ◎ こども福祉課長 教育総務課長 施設給食課長 学校教育課長 教育センター所長 生涯学習課長※ 青少年課長 スポーツ課長 | |
| | 第5節 | ◎ 都市政策課長 危機管理担当課長(総合防災課長) 市民活動課長 (安全安心まちづくり推進担当課長) ◎ 都市整備総務課長 道路整備課長 交通政策課長 建築住宅課長 ○ 下水道河川整備課長 市街地総務課長 消防本部総務課長 | |
| | 第6節 | ○ 市政情報相談課長 広聴広報課長 情報推進課長 ◎ 市民活動課長※ 観光課長 ◎ 産業振興課長 福祉政策課長※ | |
| | 市民参画等 | ◎ 企画課長 | |
| ◎は部会長、○は副部会長、※は重複 | | | |

VI. 鎌倉市総合計画審議会の歩み

1. 総合計画審議会の審議経過(概要)

| 開催日 | 時間 | 審議事項 |
|-------------------|---------------------|---|
| 平成 15 年 11 月 21 日 | 午後1時 30 分から3時 | 1 次期基本計画策定基本方針(案)について(策定スケジュールを含む) 2 明日のかまくらを創る市民100人会議について 3 基礎調査(人口推計・市民意識調査)の実施について 4 その他 (1)総合計画審議会開催スケジュールについて |
| 平成 17 年 2 月 1 日 | 午前 10 時から 11 時 25 分 | 1 基礎調査(人口推計・市民意識調査)結果の報告について 2 「明日のかまくらを創る市民100人会議」からの素案提言書について 3 (当審議会の)今後の進め方について |
| 平成 17 年 3 月 10 日 | 午後6時から8時8分 | 1 庁内策定委員会による行政素案の作成経過について 2 次期基本計画書の項目、構成等について 3 当審議会における審議方法の検討 4 平成 17 年度予算案の概要について |
| 平成 17 年 4 月 13 日 | 午後6時から8時 15 分 | 1 次期基本計画第1次行政素案(原案)について |
| 平成 17 年 5 月 25 日 | 午後6時から8時 15 分 | 1 次期基本計画第1次素案への(市民)意見募集の経過・内容について 2 次期基本計画における目標指標の導入について |
| 平成 17 年 6 月 10 日 | 午後6時から8時 30 分 | 1 次期基本計画第1次素案への意見対応について |
| 平成 17 年 6 月 29 日 | 午後6時から8時 18 分 | 1 次期基本計画第2次素案について 2 審議会スケジュールについて(諮問と答申について) |
| 平成 17 年 7 月 13 日 | 午後6時から8時 15 分 | 1 第3次鎌倉市総合計画基本構想(案)及び第2期基本計画(案)の諮問受理 2 基本構想(案)について 3 第2期基本計画(案)について(課題についての協議・確認) |
| 平成 17 年 7 月 15 日 | 午後6時から9時 | 1 意見の整理 (1)総合計画審議会における意見項目一覧(7月15日版)の確認について (2)意見とするかどうかの協議・確認 (3)項目の整理 2 全体についての講評について |
| 平成 17 年 7 月 27 日 | 午後6時から8時 19 分 | 1 答申書案の協議・確認 2 前期実施計画策定方針について |
| 平成 17 年 7 月 28 日 | 午前 11 時から 11 時 30 分 | 1 答申 |

2. 鎌倉市総合計画審議会委員名簿

| | 氏名 | 区分 | 摘要 | 備考 |
|----|-------|-----------|-----------------|----------|
| 1 | 助川邦男 | 市議会議員 | 市議会議長 | 17年4月～解散 |
| 2 | 大村貞雄 | 市議会議員 | 市議会議長 | |
| 3 | 小田嶋敏浩 | 〃 | 市議会総務常任委員長 | |
| 4 | 梅津南美子 | 教育委員会委員 | | |
| 5 | 徳増昭孝 | 農業委員会委員 | | |
| 6 | 久保田雅彦 | 公共団体等の役員等 | 鎌倉商工会議所 | 副会長 |
| 7 | 大島智 | 〃 | 鎌倉青年会議所 | |
| 8 | 川島健 | 〃 | 三浦半島地区労働組合協議会 | |
| 9 | 古塩由夫 | 〃 | 鎌倉市自治町内会総連合会 | 17年3月～解散 |
| 10 | 服部正夫 | 〃 | 鎌倉市自治町内会総連合会 | ～17年2月 |
| 11 | 渡辺公子 | 〃 | 鎌倉市市民活動センター運営会議 | |
| 12 | 柴田まつの | 〃 | 鎌倉市社会福祉協議会 | |
| 13 | 若杉明 | 学識経験者 | | 会長 |
| 14 | 宮崎緑 | 〃 | | |
| 15 | 小泉秀樹 | 〃 | | |
| 16 | 坂齋明 | 市民委員 | | |
| 17 | 山上智 | 市民委員 | | |

事務局

| 氏名 | 役職 | 連絡先 |
|-------|--------------------|---------------------|
| 兵藤芳朗 | 企画部長 | 0467(23)3000 内 2500 |
| 安田浩二 | 企画部次長兼企画課長 | 〃 内 2213 |
| 茶木和夫 | 企画課課長補佐兼政策調査担当担当係長 | 〃 内 2214 |
| 征矢剛一郎 | 企画課課長補佐兼政策調整担当担当係長 | 〃 内 2215 |
| 木村浩之 | 企画課政策調整担当担当係長 | 〃 内 2215 |
| 大隅啓一 | 企画課政策調整担当担当係長 | 〃 内 2214 |
| 栞原恵美 | 企画課政策調整担当 | 〃 内 2214 |

3. 諮問書

鎌 企 第 7 3 号
平成17年7月13日

鎌倉市総合計画審議会
会 長 若 杉 明 様

鎌倉市長 石渡 徳一

第3次鎌倉市総合計画基本構想（案）及び
第2期基本計画（案）について（諮問）

このことについて、貴審議会のご意見を得たく諮問いたします。

諮問事項

第3次鎌倉市総合計画基本構想（案）及び第2期基本計画（案）について
（別添のとおり）

4. 総合計画審議会答申書

平成 17 年 7 月 28 日

鎌倉市長 石渡徳一 様

鎌倉市総合計画審議会
会長 若杉 明

第 3 次鎌倉市総合計画基本構想（案） 及び第 2 期基本計画（案）について（答申）

平成 17 年 7 月 13 日付鎌企第 73 号をもって諮問がありました第 3 次鎌倉市総合計画基本構想（案）及び第 2 期基本計画（案）について、本審議会は、鎌倉市総合計画審議会条例第 3 条の規定に基づき、審議を行いました結果、次のとおり結論を得ましたので答申します。

本審議会は、「明日のかまくらを創る市民 100 人会議」から市長あて提出された次期基本計画素案提言書をはじめ、多くの市民意見、団体意見に対する総合計画策定委員会の対応等について、経過を追ってその説明を受けるとともに意見を述べながら、次期基本計画素案の作成過程を注視してきたところです。この間の市の取り組みについては十分な対応が図られているものと評価するところですが、意見に対応できなかった事項を含め、多くの課題について、市民とともに考え、ともに行動する協働の精神を忘れず、市民の福祉の向上に邁進されるよう希望します。

本審議会は、諮問を受けた基本構想（案）及び第 2 期基本計画（案）の内容について、慎重に審査を行った結果、基本構想（案）については妥当なものとし、第 2 期基本計画（案）については、おおむね妥当なものとして、これらを了承するものです。

なお審議の経過において各委員より多くの発言がありましたが、以下の各項目については特に意見を付することとなったものです。市長におかれては、以下の項目を十分尊重し、今後の基本構想、基本計画の策定過程はもとより、計画の実践に向けた実施計画の策定において、また予算の編成において、さらには事業の執行に当たって留意し、めざすべき将来都市像の実現に努力されるよう期待するものです。

1 第2期基本計画（案）

※ 第2期基本計画（案）について共通する事項

（1）文章表現と用語解説について

文章表現については、だれもが理解できるよう努めるとともに、使用せざるを得ない専門用語やカタカナ表記、解釈に幅があるような用語等については、文中さらに巻末において十分整理された用語解説を設けるなど、本基本計画の正しい理解を促進するための努力を徹底されるよう要請します。

（2）市民100人会議の意見の尊重について

第2期基本計画の策定に向けて、1年間をかけて進めてきた市民100人会議による素案提言書作成への取り組みは、本市初めての試みであり、行政と市民の双方にとって大きな成果を残した市民参画・協働の取り組みとして評価し、今後の更なる発展を期待するものです。本基本計画（案）には素案提言書に記載されている多くの項目が生かされていると考えますが、生かされなかったものについても、実施計画の策定はもとより、今後の計画の運用に当たっても、これに配慮されるよう要望します。

（3）基本計画の評価について

計画を策定する際は、本来これまでの実績を評価し、次の計画期間に向けた施策展開を図るべきところです。第2期基本計画の策定に当たっては、計画の推進に向けてその進捗状況はどうか、めざした目標がどの程度達成され、課題は解消されたのか等を把握するための評価制度の確立と、その経過と結果の公表を実施されるよう要望します。またそのために各分野に目標指標の設定を行う際は、数値による成果指標が望ましいものの、数値目標がなじまない分野については無理な数値による設定を避け、市民満足度調査等の結果を併用するなど柔軟な対応を検討し、その実態の把握に努められるよう要請します。

（4）基本計画の見直しについて

現在の基本構想期間は30年であり、基本計画は10年間、実施計画は5年間との設定で三層構造ができていますが、社会経済情勢の変化が激しい今日にあって、見直しの必要性は当然生じてくるものと思われまます。したがって第2期基本計画も10年間それを堅持するというものではなく、新たな課題への対応を図るため、途中での見直しも考慮されるよう要望します。

第1章 計画の前提

II 行財政運営

（1）新たな収入確保策について

市民要望の実現には多くの財源を要するため、経費の節減はもとより税徴収率の向上等これまで行ってきた収入確保策については、引き続きその取り組みを進めるとともに、納税者を増やす、産業を活性化させるなどの諸施策を展開すると

ともに、さらに多様な手法や新たな発想・システムによる収入確保策の検討・実施を要望します。

(2) 関係機関との連携を深めることについて

防災対策等への対応をはじめ、個々の事業展開において、今後は更に国・県をはじめとする関係諸機関との連携が不可欠な場面が想定されます。施策の実施に当たっては関連する関係機関との連携を深めながら、円滑で効果的な事業の推進を図られるよう要望します。

(3) 市行政内部における連携について

計画の推進に当たっては、各分野の整合を図りながら横断的に取り組むことを要望します。

III 基礎条件

1 人口

(1) 職員の半分以上が市外居住者であることへの対応

特に若年ファミリー層を中心とした子育て世帯の転入促進と転出抑制を図るとの基本方針を掲げる以上、職員の半分以上が鎌倉市外に居住する現状への対応を図る必要があります。その実情を把握するとともに、市内への転入促進のための取り組み等を検討するよう要望します。

第2章 まちづくりの展望

3 都市環境を保全・創造するまち

(1) 鎌倉らしさの維持について

近年、相続に伴う土地の細分化が進むなど、鎌倉地域を中心に緑の保全、都市景観の保全の観点から憂慮すべき状況が多く生じているところです。このことについては、まちづくり施策、都市計画制度による対応や景観施策及び税制度改正への働きかけなど多様な取り組みにより、鎌倉らしさの維持に取り組まれるよう要請します。

(2) 海浜について

海浜については現状国有地であり県が管轄しているところですが、市民にとっては身近な存在であるとともに、漁業者にとっては活動の場となっています。また、海浜環境の保全等についても市としての取り組みが求められており、特に砂浜の減少については憂慮すべき事態となっています。第2期基本計画(案)では、海浜について言及されましたが、関係諸機関との連携のもとで市としての対応を図られるよう、また市民の窓口となる所管部局を定めるよう要請します。

(3) 緑の維持管理等について

緑の「保全」は、開発行為から守るだけではなく、確保した緑地等をどうやって維持管理していくかが課題となっています。緑地や公園は、地域に適合した維持管理を行い、がけ崩れなど防災上の観点からも、活性化された緑として残していかなければなりません。維持管理には相当の経費がかかるとともに専

門知識を備えた人材が必要です。今後はまず緑地等の現状について市民に周知を図るとともに、維持管理の充実を図り、宅地に接する地域を優先する保全策の推進を図られるよう要請します。

また、市の施策として保全を図ってきた場所が開発されてしまうなどの事例も生じており、引き続き開発行為から守るための有効な施策を検討されるよう要望します。

4 健やかで心豊かに暮らせるまち

(1) 教育における社会性・道徳性について

市民 100 人会議では、教育における社会性・道徳性のうち、「道徳」という文言について、これを基本計画に記載すべきかどうか議論が行われたとのことですが、第 2 期基本計画（案）には一定の記載がなされているところです。当審議会としてはこのことを是とするものです。行政としては、市民 100 人会議における議論の経過を踏まえつつ、社会の一員としての感謝の心や思いやりの心、相手の立場に立つことのできる考え方を育てるとの趣旨を生かした施策の展開を要請します。

5 安全で快適な生活が送れるまち

(1) 鎌倉市の交通政策の検討について

本市の交通問題では、地形的な条件や緑の保全、歴史的風土の保存などにより、都市計画道路等の整備が進まず、休日等における恒常的な幹線道路の渋滞など、市民生活への影響は大きなものとなっており、依然解決すべき重要な課題となっています。都市計画道路による幹線道路のあり方と通過交通の住宅地への侵入抑止についての検討を進め、歩行者の安全に配慮しながら、これまでも取り組んできた交通需要管理施策と合わせて市民に諮りながら検討し、関係機関との連携を図りながら、取り組まれるよう要望します。

第 3 章 ライフステージ別まちづくり方針

(1) ライフステージ別まちづくり方針について

市民 100 人会議から提言された新たな試みについては、サブタイトルを設けるなど工夫していますが、記載内容については、各ステージに共通する項目が目立っており、違和感を感じる箇所があります。そのステージに特徴的な内容への整理を行った方がこの章を設けた趣旨が生きてくると考えられるので、そのステージにいる市民が読んで理解しやすいような表記とされるよう要請します。

第 5 章 計画の推進

2 コミュニティー活動の活性化

(1) 地域コミュニティーのあり方について

コミュニティー活動と行政との関係については、自治会・町内会を中心とした取り組みがその中心的な役割を果たしてきたところですが、核家族化の進展や世代の交代も進む中で、そのあり方が模索されております。一方、コミュニティー

の様相は多様化しており、スポーツ、サークル活動や市民活動団体等の活動は活発です。さらにインターネットを通じた、地域にしながら地域を越えたコミュニティも生成しつつあります。また、これまでの5つの行政区域に加えて、子供を持つ親のつながりなどから活動しやすい単位としての学校区が注目されているところです。

このような中で、よりきめ細かな関係を築くため、新たなコミュニティのあり方についてさらに踏み込んだ検討を行い、世代や年齢構成が変わってきても、生きたコミュニティが育っていくような仕組みづくりをめざすよう要請します。

※ なお、意見における要請と要望の表記については、要請に係る表記の方により強い意向が含まれているものとして使い分けています。

VII. 基本計画策定基礎調査

1. 将来人口推計

平成 17（2005）年から 37（2025）年までの将来人口と世帯の推計を行った。

・推計方法

- ア. 直近の国勢調査が実施されている平成 12（2000）年を基準年次とした。
- イ. 人口については、過去の国勢調査実施年次の人口を、コーホート（同期出生集団）に区分し時間変化を軸に各コーホートの人口変化を積み上げ将来人口を推計するコーホート要因法を用いた。
- ウ. 世帯については、過去における国勢調査実績値の年次データから解析的手法を用い、昭和 22（1947）年（戦後で得られるもっとも古いデータ）から平成 15（2003）年の世帯あたり人員の推移を指数回帰して、将来の世帯あたり人員を推計した。
- エ. 家族類型別構成比については、平成 7（1995）年～12（2000）年における家族類型別構成比の変化率を元に将来の家族類型別構成比を設定した。

2. 市民意識調査

(1) 調査の目的

市民の意識やニーズを十分に把握するために実施し、第 2 期基本計画策定の基礎資料とした。

(2) 対象

18 歳以上の住民登録している市民 3,000 人を単純無作為により抽出した。

(3) 調査期間

平成 15 年 12 月 8 日から平成 15 年 12 月 23 日

(4) 調査の実施方法

郵送配付、郵送回収により実施

(5) 調査の構成

- ① 基本属性 性別、年代別、世帯構成、居住地域、住まいの形態
- ② 今の生活に対する意識・60 問
(平成 14 年内閣府実施の「国民生活選好度調査」と同一設問により全国値と本市の市民意識を比較し、本市の特性を測ろうとした)
- ③ 地域と市政について・6 問
- ④ 鎌倉市の現状について・27 問
(基本構想の分野ごとの将来都市像将来目標について、鎌倉市の現状、推進する主体、行うべきこと、優先すべき事項などの設問)
- ⑤ 自由回答欄

(6) 調査票回収状況と回収率

配付数 3,000 ・有効回答数 1,368 ・回収率 45.6%